

リスク分担表

資料2

項 目		小谷村	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利変動に伴う経費の増		○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○
利用者の変動	外的要因(社会事情)による利用者の減	協議事項	
	事業計画による利用者見込みとの相違		○
施設・設備・備品等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品等の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う臨時休業等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う臨時休業等の運営リスク	協議事項	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品等の損傷、利用者への損害、臨時休業等の運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引き継ぎに係る費用負担			○
施設の管理運営			○
利用者及び地域住民等からの要望、苦情及び訴訟等対応			○
施設の修繕、改修等 (ただし、指定管理者の提案に基づくものは除く)		協議事項 ^{注1} 1件 ^{注2} 30万円を超える場合	○ 1件 ^{注2} 30万円以下の場合
施設の基幹的設備の整備・改修		○	
備品等の維持管理(物品の盗難、施設の損壊等)	管理者責任に係るもの		○
	所有者責任に係るもの	○	
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由による賠償		○
	その他の賠償	協議事項	
事故、火災等による施設の復旧		協議事項 ^{注3}	
天災その他不可抗力による施設の復旧		○	

注1…原則として、村の負担とするが、協議の上指定管理者負担となる場合がある。なお、指定管理者の提案に基づく改修等は指定管理者の負担とする。

注2…個々に対応すべき事案を集合させたものを1件とはみなさない。

注3…事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。
指定管理者が負担するものの内、指定管理の継続に重大な影響を及ぼす事案については、その都度、協議するものとする。